

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第50条の2各号中「及びラグビーワールドカップ2019」を削る。

第57条の5第2項に次の2号を加える。

(4) 子供（18歳以下の者をいう。）及び女性を対象とする性犯罪等の犯罪の予防及び取締りに関すること。

(5) 特命による生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に関すること。

第57条の6を削り、第57条の7を第57条の6とし、第57条の8を第57条の7とし、第57条の9を第57条の8とする。

第86条第4号を次のように改める。

(4) 担当警察署の区域における犯罪の予防、検挙その他の警察活動に関すること（第一方面本部に限る。）。

第87条を次のように改める。

第87条 削除

第90条を次のように改める。

第90条 削除

第97条第2項中「警部」を「警視又は警部」に、「もつて」を「もって」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。